

参考資料 3 : 策定体制

1 結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要項

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行動計画を策定するために、結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画策定のための必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 市民の意見を反映させた、計画策定のための協議
- (3) 計画案の作成に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30名以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 公募による一般市民
- (4) 関係行政機関代表

(任期)

第4条 委員は、計画に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間となる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数を超える場合に決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、ワーキングチームに意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成15年12月1日から施行する。

2 結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員名簿

番号	区 分	団 体 名	氏 名
1	学識経験者	結城市議会教育福祉委員会	孝 井 恒 一
2		結城市医師会	杉 山 茂
3		結城市歯科医師会	戒 田 敏 之
4		茨城県建築士会結城支部	大 島 茂 男
5		結城市自治協力員連合会	丸 山 順 光
6		結城市民生委員児童委員協議会	篠 塚 博
7		結城警察署	上 田 富 雄
8		下館児童相談所	川 島 和 子
9		下館保健所	阿 部 とし子
10		結城商工会議所	郡 司 和 彦
11		(社)結城市社会福祉協議会	藤 田 和 子
12		結城市小中学校長会	須 藤 義 明
13		青少年育成市民会議	田 邊 章
14		結城市老人クラブ連合会	柴 山 幸 一
15		ゆうき女性会議	稲 葉 里 子
16	関係団体代表	結城市PTA連絡協議会	醍 醐 清 美
17		結城市保育連絡協議会	宮 田 サキ子
18		結城市子ども会育成連合会	北 條 勇
19		結城市母子福祉会	池 田 光 代
20		玉岡幼稚園	古 江 勝 代
21		結城市身体障害者福祉団体連合会	館 野 一 雄
22		結城市心身障害児(者)父母の会	小 泉 桂 子
23		結城市学童保育連絡協議会	小 幡 幸 子
24		子育てサークル	勅使河原 美紀
25	公募	一般公募	田 村 桂 子
26		一般公募	矢 吹 利 江
27		一般公募	黒 川 せつ子
28	行政機関	都市建設部長	岩 田 満
29		教育次長	海老澤 重 郎

3 結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき市町村行動計画を策定するため、結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の下部組織として、結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 ワーキングチームは、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 次世代育成支援対策のための必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 次世代育成支援施策の課題
- (3) その他次世代育成支援について必要と認められる事項

(組織)

第3条 ワーキングチームは、関係各課（各室、センター等を含む。以下「各課」という。）と協議のうえ、各課の長が指名した課内の職員をもって充て、各課長は、その者の職氏名をワーキングチームメンバー報告書（別記様式）により社会福祉課長に報告しなければならない。

(会議)

第4条 ワーキングチームは、社会福祉課長が招集し、社会福祉課長は、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第5条 社会福祉課長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 社会福祉課長は、ワーキングチームの検討の経過並びに結果について、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、社会福祉課においておこなう。

付 則

この要項は、平成15年12月1日から施行する。

4 結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチームメンバー表

番号	課名	役職	氏名
1	秘書課	主任	生井秀世
2	人事課	課長補佐	柴山孝一
3	企画政策課	係長	西村規利(H15)
4		係長	河添敏明
5	女性政策室	主事	相澤智子(H15)
6		主幹	瀧澤明行
7	財政課	主任	牛久恵智子
8	生活環境課	係長	鈴木昭一(H15)
9		主任	栗原三千代
10	防災交通課	主事	篠崎真裕美
11	介護福祉課	係長	渡辺高夫
12	保険年金課	係長	村山恭
13	保健センター	主任	内田佳恵
14	商工観光課	主事	吉村幸子
15	都市計画課	主事	山田康典
16	区画整理課	主幹	宮田勝利(H15)
17		主幹	瀬戸井正
18	土木課	係長	金崎成伸
19	建築課	係長	藤沼康夫(H15)
20	学校教育課	幼稚園教頭	岡本葉子
21	指導課	指導主事	渡辺久(H15)
22		指導主事	大場実
23	生涯学習課	係長	久保野谷一成(H15)
24		係長	叶谷正
25	図書館	副館長	桐生学
26	社会体育課	係長	田中真一
27	総務課	係長	生沼八重子(H15)
28		主事	森田雅子
29	市民課	課長補佐	服部敏雄
30	農政課	主幹	仁見剛
31	下水道業務課	主任	鈴木広子(H15)
32		主任	小谷野節子
33	社会福祉課	係長	舘野昭弘(H15)
34		城西保育所	杉山和江
35		上山川保育所	鈴木幸恵
36		山川保育所	圓岡敏子

事務局 社会福祉課

結城市次世代育成支援行動計画
～ともに育て ともに育ち ともに喜ぶ 地域づくり～

発行：平成17年3月

発行者：茨城県結城市

編集：結城市保健福祉部社会福祉課

〒307-8501 結城市大字結城 1447

TEL：0296-32-1111

FAX：0296-33-6628

E-mail：hukusi@city.yuki.ibaraki.jp
